

令和2年度

# 日野市立大坂上中学校 いじめ防止基本方針

(令和元年 9月改定)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布、9月28日施行)の施行に伴い、大坂上中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに、東京都、および日野市いじめ防止基本方針を参考に校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

## 1. 「いじめ」の定義(文部科学省)

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する

## 2. 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である。そして、いじめる側に問題があり、いじめられる側の保護が最優先されなければならない。

また、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものである。」との認識を持ち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「大坂上中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを「しない、させない、許さない、見過ごさない」学級・学ねん・学校づくりに努める。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見、迅速な対応を徹底する。
- 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導を徹底する。
- 4極構造(加害者・被害者・傍観者・教師<大人>)でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みを重視する。

## 3. いじめ未然防止のための取り組み

(1) いじめを「しない、させない、許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。

- ・道徳授業や学級活動等を通して人権教育の推進を図る。
- ・行事等を通して、お互いを認め合うことや協力することの大切さを理解させる。
- ・生徒会活動、学級活動を通し、生徒自らいじめ防止につながる活動を推進する。
- ・外部機関と連携し情報モラルの指導(携帯メール、インターネットモラルの指導)を行う。
- ・朝礼による人権講話を実施する。

(2) 生徒一人一人の自己存在感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・誰にでもわかりやすい授業を実践する。
- ・生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・自己有用感、自己肯定感を促すための道徳授業を実施する。
- ・行事や部活動を通して、人間力を高める。

#### 4. いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

- ・いじめアンケートを学期に2回実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える
- ・休み時間等に校内を巡回し、生徒の様子を観察することにより生徒の人間関係を把握する。
- ・いじめに関する授業を道徳や特別活動の時間に実施する。

(2) いじめ早期発見のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有、組織的な対応策を確認し学年を中心に進めていく。
- ・速やかに事実の有無を確認し、事実確認の結果を被害・加害生徒の保護者に連絡する。必要によって市教育委員会に報告する。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為に対し指導する。
- ・いじめられた生徒、保護者へは徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめた側の生徒、保護者がいじめられた生徒、保護者に対して謝罪をし、再発防止を約束する機会を持つ。

#### 5. 「いじめ防止対策委員会の設置」

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを行うための組織として、「いじめ防止対策校内委員会」を特別委員会として設置する。

「いじめ防止対策校内委員会」 構成委員  
校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC

「いじめ防止対策校内委員会」は、必要に応じて会議を持つものとする。また、本会はいじめの防止対策、早期解決の取り組みに加え、研修会の開催、いじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者との連携等についても担当する。また、いじめ問題に関しては、毎週1回行われる、生活指導部会、特別支援校内委員会で、取扱うこととする。

#### 6. 家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・重大事態発生時は、日野市教育委員会に速やかに報告し、助言・指導を求める。また、日野市教育委員会が行う調査に協力する。調査の結果については、いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。
- ・PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

## 7. いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、児童・生徒理解		指導、啓発活動	対策委員会等	その他
4月	1年生全員面接		授業①	校内研修	SCによる 全員面接
5月	アンケート① 1年生全員面接		授業② 学級指導	アンケート結果への対応	SCによる 全員面接
6月	アンケート (ふれあい月間)	三者面談 家庭訪問	ふれあい月間 校長講話		
7月	アンケート②		学級指導	アンケート結果への対応	
8月					
9月	アンケート③		学級指導	アンケート結果への対応	
10月			学級指導		
11月	アンケート④ (ふれあい月間)		ふれあい月間 弁護士による授業	アンケート結果への対応	
12月		三者面談	道徳授業地区公開講座 (テーマ：命)		
1月	アンケート⑤		学級指導	アンケート結果への対応	
2月					
3月	アンケート⑥		学級指導	アンケート結果への対応	